

第12 警 察

第 12 警 察

群馬県警察の活動の根幹となる指針として、「安全・安心を誇れる群馬県の実現～県民の期待と信頼に応える力強い警察～」を掲げ、次の5つの施策を重点目標とし、組織を挙げて積極的な警察活動を推進した。

1 県民生活の安全を確保するための取組の推進

- 人身の安全を確保するための総合的な取組の推進
- 特殊詐欺を始めとする犯罪の抑止対策の推進
- 総合的なサイバー犯罪対策の推進
- 子供・女性の安全を確保するための諸対策及び少年に関する総合対策の推進
- 良好な生活環境を守るための諸対策及び県民生活を脅かす生活経済事犯対策の推進

2 迅速・的確な初動警察活動の推進

- 初動警察活動に対応する基盤の強化
- 通信指令機能の強化
- 警察機動力を発揮した初動対応の徹底

3 県民生活を脅かす犯罪の徹底検挙

- 重要犯罪及び窃盗犯の徹底検挙
- 組織犯罪対策の推進

4 交通事故防止対策の推進

- 交通事故発生実態の分析・検証
- 高齢者の交通事故防止対策の推進
- 効果的な街頭啓発活動等の展開
- 交通事故抑止に実効性のある交通指導取締りの推進
- 交通安全施設等の整備

5 テロ、大規模災害等の危機管理対策の推進

- テロに対する未然防止対策の推進
- 大規模災害に備えた諸対策の推進

1 警察管理費

(1) 公安委員会の活動 決算額 6,615 千円

おおむね週1回の定例会議のほか、各種行事への出席、視察等の活動を積極的に行った。

区 分	活 動 回 数
公安委員会定例会議	39回
定例会議以外の活動	25

(2) 警察情報システムの整備 決算額 477,528 千円

インターネット接続機器、研修用・開発用端末、サーバ等の更改を行うなど、電子申請等の受理における利便性の向上及び業務の効率化のために、警察情報システムを整備した。

(3) 社会参加費の活用 決算額 83 千円

職員が、地域社会活動等に参加し、直接、県民の声を聴いて、これを警察活動に反映させるとともに、県民に警察活動に対する理解や協力を求めた。

所 属 数	金 額
警察本部20所属 警察署15署	83千円

(4) 運転免許試験の実施 決算額 9,380 千円

安全で円滑な道路交通を確保するため、適正かつ厳正な運転免許試験（学科試験、技能試験及び適性試験）を実施した。

区 分	受験者数	合格者数	合格率
運 転 免 許 試 験	44,089人	34,298人	77.8%

(5) 運転免許講習の実施 決算額 631,160 千円

① 運転免許各講習の実施

運転免許取得時及び取得後の運転者に対する交通安全教育の充実を図るため、運転者本人に対する講習に加え、直接、運転者教育を行う立場にある指定自動車教習所副管理者、検定員、指導員及び安全運転管理者に対する講習を実施した。

区 分	受講者数	事 業 費
取得時講習	110人	594,119千円
更新時講習	232,426	
高齢者講習（認知機能検査を含む。）	134,606	
指定自動車教習所副管理者・検定員・指導員講習	660	
原動機付自転車講習	740	
安全運転管理者講習	7,159	

② 取消処分者講習の実施

取消処分者講習は、運転免許の拒否、取消し等の処分を受けた者が再度運転免許を取得する際に、受講が義務付けられているものである。

本講習では、受講者を小グループに分け、2日間にわたり運転適性検査や実車指導等の個別指導を主体に行い、交通違反を繰り返した運転者や交通事故を起こした運転者に対する交通安全意識の高揚と事故防止を図った。

区 分	受講者数
取消処分者講習	379人

③ 停止処分者講習

停止処分者講習は、違反行為等を行った運転者の危険性を矯正するための改善教育として行うものである。

本講習では、運転免許の効力の停止期間に応じて短期、中期及び長期に区分するとともに、効果を高めるために、飲酒、速度、事故、一般等に区分した特別学級を編成して実施し、実車指導や運転シミュレーターによる運転適性検査の結果に基づく実践的な指導を行った。

区 分	受講者数	事業費	備 考
停止処分者講習	2,743人	20,252千円	短期 2,128人
			中期 351
			長期 264

④ 違反者講習

違反者講習は、危険性が相対的に低く、教育による改善が期待できる者を対象に、行政処分を科することなく、自らの危険な運転行動を認識して、危険性を改善するものである。

本講習では、受講者が社会参加活動コースか実車指導コースを選択して実施し、特に、社会参加活動コースは、受講者の良心に訴え、交通ルールを始め社会のルールを守ることの大切さの自覚を促した。

区 分	受講者数	事業費	備 考
違反者講習	920人	5,033千円	社会参加活動コース 652人
			実車指導コース 268

⑤ 交通違反者に対する行政処分の執行

危険な運転者等を道路交通の場から早期に排除するため、悪質・重大な交通事故や交通違反の運転者に対する運転免許の取消しや停止等の行政処分を迅速・的確に執行した。

区 分	被処分者数	事業費
違反者行政処分	3,730人	11,756千円

(6) 警察装備品の整備

決算額 554,112 千円

① 警察車両等の整備

事件・事故・災害発生時の迅速な対応及び犯罪抑止活動等に欠くことのできない物的基盤である警察車両（指揮用車、捜査用車、資材運搬車及び警ら用二輪車）を更新整備した。

また、警察自動車整備工場において迅速な点検整備・修理を行い、警察車両を効率的に運用した。

② 受傷事故防止に向けた装備資機材の重点整備

銃器使用事案に迅速・的確に対応するとともに、職務執行の安全を確保するため、防弾チョッキ等の銃器対策用装備を重点整備した。

区 分	事業費	備 考
警察車両の更新整備	25,908千円	指揮用車1台、捜査用車(普乗)3台 捜査用車(軽四)4台、資材運搬車6台 警ら用二輪車15台
警察車両の維持整備	370,341	消耗品、燃料、修繕料等
装備資機材の整備	43,872	受傷事故防止(銃器対策用)装備品等
ヘリコプターの維持整備	113,991	消耗品、燃料、修繕料等
計	554,112	

(7) テロ・被災対策整備

決算額 33,079 千円

① 東日本大震災への対応から得られた教訓に基づき、ライフラインが途絶した被災現場であっても、一定期間、部隊活動が展開できるよう備蓄食糧を整備した。

② 県内で新型インフルエンザが発生した場合において、医療施設等の警戒、交通規制等の警察活動を的確に行うため、感染症対策防護衣を整備した。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、同防護衣を有効活用したほか、オゾンガス発生装置等各種資機材の整備を図った。

区 分	事業費	備 考
テロ・被災対策	15,832千円	総合指揮室更新整備等
感染症対策	17,247	感染症対策防護衣等
計	33,079	

(8) 警察施設の整備

決算額 3,760,676 千円

警察で管理する施設（警察署、交番・駐在所等）は、警察活動における最重要拠点であることから、管理する施設の新築、改築及び修繕等を実施した。

<高崎北警察署新築整備>

高崎警察署は、市町村合併による管轄区域拡大により、業務負担の増大と施設の狭隘等の問題を抱えていることから、同署の管轄区域を分割し、業務負担軽減や県民の利便性を考慮し、より効率的な警察業務の運営を実施することとした。

区 分	事業費	備 考
警察署新築整備	2,640,134千円	建築・電気設備・機械設備工事 建設工事監理業務委託 交番・駐在所名称変更工事 移転作業委託 パンフレット等作成委託 G P - W A N 業務プログラム改修委託 運転者管理システム改修委託 初度調弁費（消耗品及び備品） 署長公舎賃借料

2 警察活動費

(1) 110番通信指令システムの運用 決算額 307,067千円

110番通信指令システムにより、事件事故等の発生直後に迅速・的確にパトカーや警察官を現場等に急行させるなど、県民生活の安全と治安の維持を図った。

(2) 地域に密着した交番・駐在所の活動 決算額 18,205千円

県民の安全・安心を守るために、交番・駐在所勤務員による巡回連絡等の各種訪問活動、職務質問等の各種犯罪抑止活動、交通指導取締り等の街頭活動等、地域に密着した警察活動を実施した。

(3) 広域・科学捜査（重要犯罪・重要窃盗犯検挙） 決算額 491,905千円

県民生活に大きな脅威を与える重要犯罪及び重要窃盗犯の検挙に重点を置き、組織の総合力を発揮した初動捜査による客観証拠の収集を図るとともに、各種捜査情報の分析、DNA型鑑定、各種捜査支援システムの有効活用等科学技術を駆使して、犯罪捜査を強力に推進した。

区 分	実績（（ ）内は対前年比）
犯罪認知・検挙状況 (令和3年中)	・ 刑法犯認知件数 9,079件 (△886件)
	・ 刑法犯検挙件数 5,121 (△344)
	うち重要犯罪 101 (△0)
	うち重要窃盗犯 668 (△162)
	・ 刑法犯検挙人員 3,036人 (△115人)
	うち重要犯罪 104 (21)
	うち重要窃盗犯 86 (△8)
	・ 刑法犯検挙率 56.4% (1.6P)
	うち重要犯罪 105.2 (8.1)
うち重要窃盗犯 59.1 (△2.5)	

※重要犯罪とは、殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買及び強わいせつをいう。

※重要窃盗犯とは、窃盗犯のうち、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいう。

① 刑法犯認知・検挙状況

認知件数は、17年連続で減少した。

検挙率については、前年と比べ1.6ポイント増加し、検挙人員は、前年と比べ115人減少した。

・刑法犯認知・検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
認知件数(件)	20,330	18,820	17,782	16,275	14,006	13,105	12,201	11,699	9,965	9,079
検挙件数(件)	9,279	8,188	8,229	7,931	7,004	6,899	6,110	5,987	5,465	5,121
検挙人員(人)	4,745	4,249	4,627	4,644	4,063	3,758	3,495	3,318	3,151	3,036
検 挙 率(%)	45.6	43.5	46.3	48.7	50.0	52.6	50.1	51.2	54.8	56.4

② 重要犯罪認知・検挙状況

重要犯罪の認知件数は、前年から8件減少した。

検挙率については、前年と比べ8.1ポイント増加し、検挙人員は、前年と比べ21人増加した。

・重要犯罪認知・検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
認知件数(件)	181	159	144	118	113	117	121	121	104	96
検挙件数(件)	163	132	133	111	93	112	118	117	101	101
検挙人員(人)	112	91	111	100	91	95	100	109	83	104
検 挙 率(%)	90.1	83.0	92.4	94.1	82.3	95.7	97.5	96.7	97.1	105.2

③ 重要窃盗犯認知・検挙状況

重要窃盗犯の認知件数は、前年と比べ216件減少した。

検挙率については、前年と比べ2.5ポイント減少し、検挙人員は、前年と比べ8人減少した。

・重要窃盗犯認知・検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
認知件数(件)	3,017	2,490	2,119	2,025	1,689	1,855	1,608	1,619	1,347	1,131
検挙件数(件)	1,913	1,718	1,466	1,125	1,201	1,246	1,053	1,072	830	668
検挙人員(人)	302	251	203	202	173	149	106	131	94	86
検 挙 率(%)	63.4	69.0	69.2	55.6	71.1	67.2	65.5	66.2	61.6	59.1

(4) 犯罪被害者等支援

決算額

5,288千円

① 精神的被害の回復への支援

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対しては、臨床心理士資格を有する部内カウンセラーを積極的に活用してカウンセリングを実施するとともに、精神科医や民間のカウンセラーとの連携を図るなど、精神的被害を軽減するための支援を推進した。

・部内カウンセラーによるカウンセリング実施状況（過去10年間の推移）

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
実施回数(回)	36	80	73	109	204	221	279	277	282	284

② スーパーバイザー制度の運用

カウンセリング等の支援活動に従事する職員の代理受傷防止及び継続中の支援活動に対する助言及び指導を受けるため、臨床心理学等に関する高度な知識及び技術を有する部外の専門家として委嘱したスーパーバイザーから、部内カウンセラーが4回の助言及び指導を受けるなど、代理受傷防止活動を推進した。

③ 広報啓発活動

犯罪被害者等支援の重要性について、広く県民に理解を求めるため、「公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま」と連携し、あらゆる機会を活用した犯罪被害者支援に関する広報啓発活動を推進した。

・広報啓発活動の実施状況

区 分	実施回数(回)
被害者遺族等又は警察職員による犯罪被害者支援に関する講演	33
テレビ・ラジオ・広報誌等の各種広報媒体を活用した啓発活動	383
少・中・高校生等を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催	18

(5) 組織・来日外国人犯罪対策

決算額 36,932 千円

六代目山口組分裂に伴う対立抗争等の暴力団による犯罪や組織的な銃器・薬物の密売、深刻化する特殊詐欺、組織的な外国人による犯罪等の予防検挙対策を強力に推進した。

① 暴力団構成員等検挙状況

令和3年中、暴力団構成員等に対する取締りを推進し、293人（前年比△58人）を検挙した。

主な検挙

- ・指定暴力団稲川会傘下組織組員による暴力団排除条例違反（暴力団事務所開設・運営）事件

・暴力団構成員等検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総 検 挙 人 員（人）	430	447	444	427	438	400	364	350	351	293
刑 法 犯 検 挙 人 員	291	291	316	289	279	288	233	244	230	193
特 別 法 犯 検 挙 人 員	139	156	128	138	159	112	131	106	121	100

② 来日外国人犯罪検挙状況

令和3年中、来日外国人犯罪の取締りを推進し、392人（前年比△41人）の来日外国人を検挙した。

主な検挙

- ・スキミングによる中国人組織の広域組織窃盗（払出盗）事件
- ・ベトナム人らによる営利目的大麻栽培事件

・来日外国人犯罪検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総 検 挙 人 員（人）	238	237	297	315	256	338	368	437	433	392
刑 法 犯 検 挙 人 員	168	164	224	235	159	200	181	211	196	194
特 別 法 犯 検 挙 人 員	70	73	73	80	97	138	187	226	237	198

③ 薬物事犯検挙状況

令和3年中の薬物事犯の検挙人員は222人（前年比△4人）であり、薬物法令別では、覚醒剤事犯が最も多い143人（前年比△5人）と全体の約6割を占め、次いで、大麻事犯が74人（前年比+9人）となっている。

主な検挙

- ・航空小口急送貨物利用アメリカ来大麻密輸入事件
- ・国際スピード郵便利用ベトナム来覚醒剤密輸入事件

・薬物事犯検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
検 挙 人 員（人）	241	254	261	244	250	210	234	209	226	222
覚 醒 剤 取 締 法	221	209	187	205	204	176	190	167	148	143
大 麻 取 締 法	13	21	28	26	32	28	38	40	65	74
麻薬及び向精神薬取締法	7	24	44	13	14	5	6	2	13	5
あ へ ん 法			2			1				

④ 銃器押収状況

令和3年中の拳銃押収丁数は8丁（前年比±0丁）と前年と同数で、暴力団構成員等からの押収丁数は0丁（前年比△1丁）と減少した。

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
押 収 数（丁）	4	10	7	8	1	11	3	3	8	8
う ち 暴 力 団		1	2	2	1	5	1	2	1	

⑤ 特殊詐欺等匿名性の高い組織的知能犯罪対策

特殊詐欺については、令和3年中の認知件数は、217件（前年比+32件）であり、キャッシュカードをすり替えて盗む手口（キャッシュカード詐欺盗）が増加傾向にある。

検挙件数は、190件（前年比+28件）で、検挙人員は、50人（前年比△8人）であった。

また、特殊詐欺の取締りに加え、これらを助長する犯罪として、転売目的の口座開設・携帯電話契約などに対する取締りを推進した。

・特殊詐欺の認知・検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
認 知 件 数（件）	89	161	261	194	222	253	237	263	185	217
振り込め詐欺	56	128	238	169	211	253	209	166	109	112
振り込め詐欺以外	33	33	23	25	11		3	1	1	
キャッシュカード詐欺盗							25	96	75	105
検 挙 件 数（件）	92	45	61	130	114	107	121	149	162	190
振り込め詐欺	88	36	39	99	102	104	115	108	114	58
振り込め詐欺以外	4	9	22	31	12	3	1	1		
キャッシュカード詐欺盗							5	40	48	132
検 挙 人 員（人）	19	31	41	71	47	48	56	48	58	50
振り込め詐欺	14	22	26	54	46	47	53	40	45	32
振り込め詐欺以外	5	9	15	17	1	1	2	2		
キャッシュカード詐欺盗							1	6	13	18

※振り込め詐欺とは、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺の4種類をいう。

※キャッシュカード詐欺盗に関する統計は、平成30年から開始

⑥ 準暴力団対策

準暴力団は、特殊詐欺や窃盗を中心に多岐にわたる犯罪に関与し、不法な資金獲得活動によって蓄えた資金の一部を暴力団に上納し、暴力団とのつながりを強めている状況がうかがわれることから、関係各部門との情報共有に努め、「事件検挙を通じた実態把握」と「実態把握に基づく事件検挙」のサイクルを確立し、組織の解明、弱体化及び壊滅に向けた取組を推進した。

(6) 公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターへの活動支援 決算額 3,677千円

社会から暴力を追放し、「安全な暮らしの実現」を推進するため、公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターに対し、積極的に各種情報を提供するとともに活動を支援した。

なお、公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターの活動は以下のとおり。

① 普及・広報活動の推進

- ・暴力追放広報啓発資料の作成・配布
- ・新聞、ラジオ等のメディアを活用した広報啓発活動の推進

② 相談・支援活動の推進

- ・暴力団員による不当な行為に関する相談への対応

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
相談受理件数（件）	170	216	167	144	70

- ・少年に対する暴力団の影響を排除するための活動
- ・各地域の暴力追放協議会や団体との情報交換や暴排講演の実施
- ・専門知識を有する警察OBによる相談及び弁護士による無料相談所（毎月第2木

曜日)の開設

- ・警察及び弁護士会との共催による民事介入暴力相談所(無料)の開設(高崎、伊勢崎、渋川及び太田の4市で開設)
- ・暴力団から離脱した者に対する就労支援
- ・暴力団から離脱した者の受入協力企業の獲得

③ 調査・資料収集活動の推進

- ・全国の暴力追放機関との情報交換
- ・群馬弁護士会との連携
- ・行政機関相談窓口等との連携

④ 表彰

- ・暴力団追放功労者・功労団体に対する表彰
- ・暴力追放ポスター・標語コンクールの実施と表彰

⑤ 普及・育成活動の推進

- ・少年指導委員を対象とした研修会の実施
- ・不当要求防止責任者講習の実施

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
実施回数(回)	30	31	29	28	32
受講人員(人)	1,520	1,457	1,354	1,006	1,013

(7) 犯罪抑止総合対策

決算額 18,741 千円

「安全・安心を誇れる群馬県の実現～県民の期待と信頼に応える力強い警察～」の指針の下、「県民生活の安全を確保するための取組の推進」を活動重点に掲げ、各事業を推進した。

① 犯罪抑止対策の推進

「犯罪の抑止と検挙に向けた警察活動」と「安全・安心なまちづくり」を両輪とした諸対策を推進した。

名 称	実 施 期 間
県民防犯運動	6/11～6/20
全国地域安全運動	10/11～10/20
年末特別警戒	12/11～12/31
県民防犯の日	毎月16日

② 特殊詐欺被害防止対策の推進

- ・高齢者に対する広報啓発及び訪問指導
- ・金融機関、コンビニエンスストア、タクシー事業者等による声掛けの強化
- ・群馬県特殊詐欺等根絶協議会等の関係機関・団体との連携強化
- ・県公式YouTubeチャンネル「tsulunos」における啓発動画配信(総再生回数7,301回)
- ・県内主要スーパーマーケットの店内放送による注意喚起
- ・ツイッターによる犯行グループへの人的供給源を遮断する対策
- ・特殊詐欺電話対策装置貸出パイロット地区モデル事業の実施

- ・ J R 高崎駅のデジタルサイネージによる犯行を断念させる動画の放映

(8) サイバー犯罪対策の推進 決算額 8,920 千円

サイバー空間の脅威から県民を守るため、犯罪捜査に加え、官民一体となった被害防止対策及び高度化するサイバー犯罪に的確に対応するため組織基盤の強化を推進した。

① サイバー犯罪の相談件数・検挙件数

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
相談件数(件)	1,926	1,977	2,219	2,651	3,411
検挙件数(件)	162	196	176	184	171

② SNS等に起因する事件の検挙件数・被害児童数

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
検挙件数(件)	30	33	31	21	24
被害児童数(人)	28	29	22	21	20

③ 情報モラル講習会の実施回数・受講者数

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
実施回数(回)	761	1,046	1,084	651	608
受講者数(人)	152,124	190,503	168,242	67,921	84,346

(9) 来日外国人共生対策の推進 決算額 362 千円

民間通訳人等帯同による特別巡回連絡を通じた意見要望の把握や安全情報の提供を実施した。

(10) 公益財団法人群馬県防犯協会への活動支援 決算額 2,907 千円

- ・ 県民防犯運動及び全国地域安全運動の実施
- ・ 自転車防犯対策のための広報啓発活動（チラシ配布：59,550枚）
- ・ 新聞、テレビ、FMラジオ等を活用した広報啓発活動
- ・ 防犯ボランティア団体及び個人に対する表彰（防犯功労団体：11団体、防犯功労者53人）

(11) 子供・女性の安全対策

子供・女性の安全を確保するため、声掛け事案等に対する早期検挙、指導・警告等の先制予防的な活動に加え、防犯ボランティア等と連携し、登下校時間帯の警戒活動、見守り活動等を推進した。

・ 声掛け事案の情報件数・指導警告件数・検挙件数

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
情報件数(件)	822	698	710	659	588
指導・警告件数(件)	135	142	158	181	120
検挙件数(件)	116	101	95	77	83

(12) ストーカー・配偶者からの暴力事案対策の推進 決算額 177千円

ストーカー事案や配偶者からの暴力事案については、事態が急展開して重大事件へ発展するおそれがあることから、被害者の保護を最優先に迅速・的確かつ組織的な対応を徹底した。

① ストーカー事案対策の推進

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
相談等件数(件)	326	283	213	278	217
警告件数(件)	80	53	46	44	49
禁止命令件数(件)	10	31	20	24	22
援助件数(件)	213	208	150	224	176
検挙件数(件)	50	49	41	39	39

② 配偶者からの暴力事案対策の推進

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
相談等件数(件)	881	789	860	882	826
援助件数(件)	361	286	308	396	404
検挙件数(件)	416	393	398	365	401

(13) 少年非行防止活動等の推進 決算額 4,910千円

少年犯罪の検挙・補導活動を実施するとともに、学校や教育委員会、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携し、少年の非行防止・健全育成活動を推進した。

① 少年の検挙・補導人員

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
刑法犯少年(人)	314	301	283	239	174
触法少年(刑法犯)(人)	87	93	56	54	33
不良行為少年(人)	4,369	3,319	2,358	1,823	1,142

② 福祉犯の検挙件数・検挙人員・被害児童数

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
検挙件数(件)	134	118	94	76	64
検挙人員(人)	128	112	86	72	46
被害少年数(人)	114	96	90	69	56

③ 居場所づくり活動

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
実施回数(回)	21	15	15	9	14
参加少年数(人)	224	163	151	73	61

④ 少年相談

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
相談件数(件)	339	347	266	235	363

(14) 交通安全対策の推進

決算額

9,010 千円

① 交通事故発生状況

「交通安全県・群馬」の確立を目指し、関係機関・団体と連携して各種交通安全対策を強力に推進した結果、交通事故死者数は統計史上2番目に少ない50人であった。

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
発 生 件 数 (件)	12,745	13,087	11,831	9,266	10,007
死 者 数 (人)	67	64	61	45	50
負 傷 者 数 (人)	16,236	16,727	14,845	11,624	12,308

② 交通安全運動の推進

交通安全に関する知識の普及、交通安全意識の高揚及び交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るため、自治体、関係機関・団体等と連携し、年間を通じて四季の交通安全運動を始めとする交通安全活動を推進した。

区 分	実施期間	事 業 内 容
春の全国交通安全運動	4/6～4/15	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要綱・ポスター・チラシ等広報啓発資料の作成、配布 ・交通情報板、新聞、テレビ、ラジオ等を活用した広報活動 ・各種交通安全教育の推進 ・関係機関・団体と連携した街頭指導の実施
夏の県民交通安全運動	7/11～7/20	
秋の全国交通安全運動	9/21～9/30	
冬の県民交通安全運動	12/1～12/10	
自転車のマナーアップ運動	毎月15日、5月は強調月間	
県民交通安全日	毎月1日	
高齢者交通安全日	毎月25日	

③ 交通安全教育の実施

交通企画課交通安全教育隊が中心となって関係機関・団体と連携し、腹話術、寸劇等を取り入れた参加・体験型と動画による視聴型の交通安全教育を幅広い世代を対象に実施した。

区 分	実施回数	実施人員
幼 児	392回	19,740人
小 学 生	623	74,798
中 学 生	80	17,087
高 校 生	81	22,217
大 学 生 等	17	1,802
一 般	331	22,735
高 齢 者	272	6,843
合 計	1,796	165,222
対 前 年 比	499	49,095

(注) 交通安全教育隊と警察署の実施した回数と人数を計上

・交通安全教育隊の活動状況

区 分	幼児・保護者等	小学生	中学生	高校生	大学生等	高齢者	一般	合計
実施回数	134回	41	8	9	2	6	54	254
実施人員	9,389人	2,448	1,031	2,301	459	210	2,431	18,269

④ 高齢者交通事故防止対策の推進

ア 高齢歩行者対策

(ア) 反射材着用促進活動

パトカーや事故処理車に反射材を備え、薄暮、夜間及び早朝に反射材を着用していない高齢歩行者に対して、交通事故防止を指導しながら直接貼付する取組を展開した（令和3年中着用件数 14,782 件）。

(イ) 75歳以上の高齢者に対する交通安全教育の推進

交通安全協会女性部、民生委員等と連携し、年齢が高くなるにつれて交通安全教育を受講する機会が少なくなる75歳以上の高齢者に対する個別訪問による交通安全教育を実施した（令和3年中個別訪問者数 59,059 人）。

イ 高齢運転者対策

(ア) 安全運転相談ダイヤルの周知

運転に不安を感じている高齢者及びその家族に対して、「安全運転相談ダイヤル（#8080）」を積極的に活用し相談してもらうよう周知した（令和3年中 381 件受理）。

(イ) 参加・体験型の交通安全教育

運転を継続する高齢者に対して、高齢者が多く集う地域の公民館等に運転適性検査機器を搭載した専用車両で出向き、加齢による身体機能や判断力の低下が運転操作に及ぼす影響を高齢者自身に実感してもらう参加・体験型の交通安全教育を実施した（令和3年中 58 人）。

⑤ 自転車交通事故防止対策の推進

ア 群馬県交通安全条例改正に伴う取組

群馬県交通安全条例の改正（令和3年4月1日施行）により、自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことから、知事部局や県教育委員会等と連携し、交通ルール・マナーの遵守とともに、ヘルメット着用を呼び掛けた。

イ 自転車セーフティープロジェクトの実施

県教育委員会と連携し、県下の高等学校の中からモデル校を指定し、地域における模範校として積極的に交通安全に関する取組を行ってもらう「自転車セーフティープロジェクト」を開始し、各モデル校の取組に対して、県教育長と警察本部長による表彰を行い、取組の更なる活性化と高校生の交通安全意識の高揚を図った（令和3年中 2 校指定）。

ウ 自転車の道路交通法違反警告書を活用した指導警告活動の強化

自転車利用者による交通違反に対しては、自転車の道路交通法違反警告書を活用して積極的な指導警告を実施した（令和3年中指導警告件数 55,746 件）。

⑥ 交通人身事故分析資料の発行

年間における交通人身事故の発生状況や特徴等を集計した「令和2年交通年鑑」

及び「令和3年群馬の交通事故統計」を発行し、警察署を始め市町村・関係機関等に提供した（交通年鑑は9月、群馬の交通事故統計は3月発行）。

(15) 交通安全施設の整備及び維持管理 決算額 1,782,655 千円

道路における交通の安全と円滑を図り、県民にとって良好な交通環境を実現するため、信号機の新設・改良を行い、実態に即した交通規制を行うとともに、老朽化した交通安全施設の更新整備等を推進した。

また、令和3年6月に千葉県八街市で発生した児童5人が死傷する交通事故を受け、道路管理者、学校関係者等と通学路の緊急合同点検を実施し、標示が摩耗した横断歩道の塗り替えを行うなど、通学路の安全対策を推進した。

① 信号機の新設

新設道路や学校周辺の通学路の安全対策等として、地元住民等から要望のあった箇所の中から設置効果等が高い箇所を選定し、7基を新設した。

② 信号機改良

矢印灯器を設置する多現示化を1基行うなど、適正な交通流の確保を図った。

また、視覚障害者用付加装置の整備を1基行った。

③ 老朽化等更新整備

過去に整備した交通安全施設が大量更新時期に直面していることから、計画的な更新整備を推進している。

ア 信号柱の更新

老朽化した信号柱は、倒壊、傾斜等のおそれがあることから、老朽化信号柱等180本を更新した。

イ 信号制御機の更新

経年劣化した信号制御機は、故障によって安全で円滑な交通流の障害となる可能性が高まることから、133基を更新した。

ウ 信号灯器の更新（LED化）

経年劣化した信号灯器は、腐食による落下や漏電の可能性が高まることから、視認性が高く、省電力で長寿命なLED信号灯器に193灯を更新した。

④ 必要性の低下した交通安全施設の撤去

ア 信号機の撤去

道路整備や周辺環境の変化によって、必要性が低下した信号機は、円滑な交通流を阻害したり、信号無視などの交通違反を助長するおそれがあることから、20基を撤去した。

イ 大型標識の撤去

建替え、移設等の工事を行う際、大型標識の必要性について検討し、可能な限り路側標識で対応していることから、25本を撤去した。

ウ 路側標識の撤去

道路環境等の変化等により交通量が減少するなどの必要性の低下した規制を廃止したり、路線規制により標識を間引くなどの削減を図り、392本を撤去した。

<主な事業状況>

区 分	事業量	事業費	備 考
交通管制	センター 1式 端末装置 15基	78,516千円 9,654	・交通管制センター下位装置の更新 ・情報収集装置更新15基
信号機	新設 7基 改良 2基	47,249 42,133	・プログラム多段式7基 ・多現示化1基、視覚障害者用付加装置1基
老朽化等 更新整備	信号柱 180本 制御機 133基 灯器 193灯	155,047 206,026 30,065	・老朽柱等180本 ・老朽制御機133基 ・LED化等 車両用81灯、歩行者用112灯
ケーブル地中化	10か所	47,635	・前橋、富岡、安中、太田ほか
道路標識	路側式2,854本	237,602	・新設224本 ・更新1,964本 ・緊急補修666本
道路標示	新設・塗替	314,358	・横断歩道1,022か所 ・実線（はみ出し禁止等）49.9km ・図示（文字記号）1,799か所
撤 去	信号機 20基 標識 417本	31,151	・信号機 高崎、伊勢崎、太田、館林ほか ・大型標識 25本 ・路側標識392本
維持管理		583,219	・電気料、保守委託費ほか
計		1,782,655	

(16) 交通指導取締り及び交通事故事件捜査の推進

決算額

167,318千円

① 交通指導取締りの強化

ア 交通事故に直結する無免許、飲酒、著しい速度超過等悪質・危険性の高い違反の取締りはもとより、交通事故実態を分析し、かつ、地域住民の取締り要望を勘案した上で、事故多発路線を中心とした交通事故抑止につながる効果的な指導取締りを推進し、交通秩序の確立と安全で快適な交通環境の実現に努めた。

イ 飲酒運転周辺者による「車両提供罪」、「酒類提供罪」、「車両同乗罪」の周辺三罪の取締りを強化し、飲酒運転による事故防止を図った。

また、無免許周辺者による「車両提供罪」「車両同乗罪」の周辺二罪の取締りを強化し、無免許運転による事故防止を図った。

ウ 違法駐車が多い地域に駐車監視員による活動を展開させ、放置駐車車両の指導取締り（指導警告件数 4,349 件、標章取付件数 4,445 件）を強化し、良好な駐車秩序の確立に努めた。

・交通違反取締り状況

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
無 免 許(件)	367	421	422	466	452
飲 酒(件)	549	584	509	456	389
速 度(件)	11,015	12,086	10,324	11,062	10,944
携 帯 電 話(件)	24,015	23,468	17,832	6,287	5,568
信 号(件)	7,677	7,426	5,848	6,064	6,498
駐 停 車(件)	989	932	685	792	510
整 備 不 良(件)	748	674	686	596	557
シートベルト(件)	12,302	9,967	8,014	8,005	5,824
そ の 他(件)	26,061	30,505	30,888	37,862	39,692
合 計(件)	83,723	86,063	75,208	71,590	70,434

② 暴走族取締りの強化

暴走族総合対策を円滑かつ効果的に推進するため、本部特別捜査係及び各警察署が連携して、「群馬県暴走族等の追放の推進に関する条例」の効果的運用及び暴走族に対する取締りの強化を図った。

暴走行為に対しては、採証用オートストロボ装置等暴走族取締り用装備資機材の効果的な運用を図り、集団暴走行為の検挙に向けた対策を実施した。

主な検挙

- ・令和3年9月11日夜、前橋市内における暴走行為 5台7人（逮捕5人）

主な対策

- ・週末深夜等における暴走族警戒
- ・旧車會（元暴走族構成員等で構成され、改造した旧型の自動二輪車等で違法走行等を敢行する集団）の集団走行警戒

③ 交通事故事件捜査の徹底と被害者支援の推進

死亡、重体等の重大事故やひき逃げ事件の捜査に当たっては、ステレオカメラ、デジタル画像測量システム等の科学的装備資機材を活用し、初動捜査の段階から周到綿密な現場鑑識活動を徹底して、事件事故の究明を図った。

また、遺族・被害者に対しては、事故概要や捜査状況についての被害者連絡を実施するとともに、各種相談活動を通じて被害者等の心情に配慮した被害者支援を推進した。

・交通事故発生状況

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
人身事故(件)	12,745	13,087	11,831	9,266	10,007
物件事故(件)	43,226	40,698	40,876	34,869	38,261

・ひき逃げ事件発生検挙状況

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
発生件数(件)	102	130	139	122	133
死亡	1	4		4	
重傷	8	16	16	5	11
軽傷	93	110	123	113	122
検挙件数(件)	65	79	72	66	80
死亡	1	4		4	
重傷	7	13	16	5	9
軽傷	57	62	56	57	71
検 挙 率 (%)	63.7	60.8	51.8	54.1	60.2
死亡	100.0	100.0		100.0	
重傷	87.5	81.3	100.0	100.0	81.8
軽傷	61.3	56.4	45.5	50.4	58.2

(17) 警察用航空機の活動

昭和63年4月に発隊した航空隊は、警察用航空機「あかぎ」を保有して、ヘリコプターの高速性能等を活かした運用に努めている。

航空隊は、災害その他の場合における警備実施を行うほか、警ら・訓練、遭難者の捜索救助、事件・事故発生時の捜査活動等、その他の警察業務の支援を行うことを使命としており、発隊以来の総飛行時間は13,264時間5分、総飛行回数は12,220回となっている。このうち、災害調査等の警備用務に855回、捜索救助活動には1,761回出動し、321人の尊い命を救助するなど、県民の期待に応えるための活動を展開している。

・警察用航空機の出動回数

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
警 備 用 務 (回)	20	25	17	11	20
警ら・訓練(回)	177	159	154	194	175
捜 索 救 助 (回)	62	86	76	68	73
捜査活動等(回)	62	71	37	50	31
そ の 他 (回)	70	58	46	58	61
合 計 (回)	391	399	330	381	360

(18) 山岳遭難対策の推進

決算額

1,893千円

① 山岳遭難の発生状況

令和3年における群馬県内の山岳遭難発生状況は、発生件数115件(前年比+30件)、遭難者133人(前年比+26人)であり、うち死者は11人(前年比+3人)であった。

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
発生件数(件)	104	132	81	85	115
死者(人)	9	16	10	8	11
重傷(人)	36	44	26	22	22
軽傷(人)	27	43	25	25	48
無事(人)	44	49	29	51	52
未発見(人)	2	1		1	
遭難者計(人)	118	153	90	107	133

② 谷川連峰における発生と救助活動状況

谷川連峰では、令和3年中、33件（前年比+16件）の山岳遭難が発生した。

この33件の遭難に、沼田警察署に設置の谷川岳警備隊等が出動し、38人（前年比+11人）を救助等した。

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
発生件数(件)	17	26	20	17	33
遭難者計(人)	17	30	22	27	38

③ その他山岳における発生と救助活動状況

谷川連峰以外の山岳における山岳遭難は、令和3年中、82件（前年比+14件）発生し、群馬県警察山岳捜索救助隊や関係警察職員等が出動し、95人（前年比+15人）を救助等した。

区 分	H29	H30	R1	R2	R3
発生件数(件)	87	106	61	68	82
遭難者計(人)	101	123	68	80	95

④ 山岳遭難防止対策

県内のあらゆる山岳を始め、尾瀬ヶ原等の比較的なだらかな山岳においても遭難が多発している現状から、安全登山指導と遭難者救助のため、山岳地帯を管轄する警察署を中心に山岳遭難防止や登山計画書の提出等の広報啓発活動及び関係機関・団体と連携した登山道や危険箇所の点検を実施した。

また、遭難事案発生時における救助活動のための訓練や装備資機材の点検及び警察航空機や消防等の関係機関と連携した合同訓練を実施した。

